

# 平成28年度事業計画

ハイヤー・タクシー事業を取り巻く環境については、長期的な輸送人員の減少、乗務員の高齢化や人材の確保難が続く一方、昨年来、自家用自動車を用いたライドシェアをめぐる問題が急浮上するなど、タクシー事業の存続そのものを揺るがしかねない動きもみられるところです。

こうした中、ハイヤー・タクシー事業は地域の公共交通機関としての使命をしっかりと果たし、さらなる安全・安心、そして利便性豊かなサービスへとステップアップすることにより、消費者の皆様到我々が提供するサービスを選んでいただくことが重要です。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、公共輸送機関としての役割の充実強化が求められています。

このため、東京ハイヤー・タクシー業界が一丸となり、各委員会等が緊密な連携の下、以下の事業を推進してまいります。

## 一、経営対策

不透明な経済状況の中、厳しい経営環境を鑑みつつ、輸送の安全確保と利用者利便の向上を念頭に、タクシー事業の発展を図りながら、中小企業が多数を占める状況を考慮して、次の事業を推進する。

1. 昨今の急激な社会情勢の変化を背景に多様なニーズを的確に捉え、近距離利用者と長距離利用者の負担の公平感を向上させる観点から、利用者の実際の乗車距離に応じた運賃となる初乗り距離短縮運賃導入の検討について調査研究を進める。
2. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法）による特定地域等の指定基準等をはじめとする法律および関連政省令、通達内容等の対応等について、関連委員会とともに引き続き検討する。  
なお、南多摩交通圏における特定地域の指定に関する状況についても注視していく。
3. 事業経営の健全化および需要の拡大や経済情勢の変動に対応し得る運賃・料金のあり方について、運賃制度検討小委員会を中心に考察を行うとともに、平成29年4月に実施が予定されている消費税再改定に向けても調査研究を行う。
4. 中小企業の経営に資する情報を収集し、中小企業に係る問題点の調査研究を行う。
5. 多摩地区におけるタクシー事業の営業形態に鑑み、市場動向を踏まえ、タクシー事業の維持・活性化と需要の拡大等に資するため、三多摩支部及び関連委員会等とともに調査研究を行う。
6. 多摩地区、島しょ地区におけるタクシー運転者登録制度について、三多摩支部及び

関連委員会等とともに引き続き対応する。

7. 平成29年4月に実施が予定されている消費税改定を踏まえ、東京国際空港をはじめとした定額運賃制度について、利用者利便と労働生産性の向上に資する制度とするために継続して調査研究を行う。
8. 会員事業者の経営諸資料等を収集し、タクシーの収入及び原価の分析や需要動向についての調査研究を行う。

## 二、広報対策

業界の正確な現状や今後取り組んでいく活性化のための施策などについて、より一層の理解を得るため、広報委員会として積極的な広報活動への転換を図りながら世論に訴えとともに、東タク協会会員事業者への広報にも努めていくための諸対策を次の通り推進する。

1. マスコミからの取材協力や、関係官庁記者クラブなどに対し「東京のタクシー」など広報関係資料を定期的に配布するとともに、マスコミ、学識経験者、消費者団体及び一般利用者代表などに対し、必要に応じ業界の現状について理解を得るための広報に努める。
2. 「東京のタクシー」、「タクシー展望」及び「タクシーニュース」などを定期的に発行し、一般利用者に対するタクシーのイメージアップに繋がる情報提供に努めるとともに、業界内に対し「東タク協ニュース」や「東タク協かわら版」等を通じ、業界が抱える諸問題について、正確且つ詳細な情報提供に努める。
3. 一般利用者への感謝の気持ちと、業界として取り組んでいる活性化策などに関するPRを8月5日「タクシーの日」前後に実施するとともに、就活解禁時期に合わせた「就活応援タクシー」を実施することにより、就活生や若年層に対するタクシーの利用促進と業界イメージアップを図ることに努める。
4. スピーディー且つタイムリーな情報発信を可能とするIT（ホームページ、ポータルサイトやフェイスブックなどのSNS）を利用し、業界の現状、公共交通機関として業界が取り組んでいる施策や最近のタクシーサービスの紹介などについて、一般利用者及びマスコミ関係などに対する情報提供に努める。

また、海外へ向け「東京のタクシー」の現状や「おもてなし」の気持ちを込めたタクシーサービスへの取り組みなどを紹介した「英語版」を通じ、訪日旅行者など外国人利用者に対する情報提供に努める。

5. 羽田空港国内線及び国際線利用者の増加に伴い、より一層の乗務員のサービスレベル向上が求められるため、「羽田空港定額運賃シート」や「指差し外国語シート」などを利用した邦人・外国人利用者への接客向上に努める。

また、「羽田空港定額運賃」の更なる利用促進のためにステッカー、パンフレット、ホームページなどによるPR及び「東京国際空港ターミナル株式会社」と「日本空港ビルデング株式会社」と連携した広報活動を継続的に実施する。

6. タクシーの機動性を生かした災害情報を提供する「タクシー防災レポート車」制度については、東京都、ニッポン放送及びTBSラジオとの協力関係を継続しながら実施するとともに、警視庁や東京都など関係機関と連携して「こども」を犯罪から守るための「タクシーこども110番」制度や、ドライブレコーダーを使用した「タックン防犯情報システム」について、治安維持に努めるための広報活動を継続して実施する。
7. 東京への観光客の多様なニーズに対応した「東京観光タクシー」や、英語版アプリのリリースや機能強化により、更に進化した配車予約アプリ「スマホdeタックン」の利用促進を図るため、ステッカー、ホームページなどを通じ広報活動を継続して実施する。
8. 「エコドライブ」や「グリーン経営」への積極的な取り組みの推進など、業界の環境対策について関係委員会と連携を図り、業界内外に対する広報対策を実施する。

### 三、労務対策

平成28年度においては、会員事業者における良好な労使関係の維持及び適切な労務管理による健全な企業経営の確立に資するよう、下記事項を踏まえ、積極的な事業運営を図る。

1. 「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の遵守の徹底を図るとともに、労働関係法令に関する説明会を開催する等により、会員事業者への支援に努める。また、必要に応じて、東京労働局の「自動車運転者労働時間管理等指導員」の活用を図る。
2. 前年度に実施した「賃金等実態調査」の結果を踏まえ、問題点を整理し改善を図るため会員事業者への支援に努める。
3. 労働及び社会保険等関係法令や各種助成金制度の改正等については、その動向を含め、適宜情報を提供するとともに、必要に応じ関係機関への要望・提案を行うよう努める。
4. 交通労働災害や転倒等による行動災害の防止を一層推進するため、災害事例を情報提供する等により、会員事業者における安全管理の徹底を図る。また、健康管理対策を、メンタルヘルス対策も含めて適切に実施するとともに、過重労働による健康障害の防止が図られるよう、法令等の周知に努める。  
新たに実施が義務付けされたストレスチェックについては法令の周知と情報の提供に努める。
5. 乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。
6. 若年労働者を中心とする雇用の促進及び女性労働者の活躍が図れるような条件整備について、会員事業者への情報提供等に努める。
7. 地域の労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会について、活動の充実が図られるよう支援に努める。
8. 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性

化に関する特別措置法」等の施行に伴い生じる労務に関する問題については、必要に応じ、関係する専門委員会とも連携の上、対処するものとする。

## 四、交通事故防止対策

タクシーは公共交通機関として「安全・安心輸送」の社会的使命を果たすため、事業用自動車総合安全プラン2009に基づき推進してきたところではありますが、平成26年に国土交通省は中間見直しを致しました。これを踏まえて当協会では、平成27年から平成30年までの間、人身事故（一当）対前年比10%減、死亡事故（一当）ゼロ、飲酒運転ゼロ、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロの削減目標を設定致しました。

本年度は人身事故（一当）10%減(前年比)、死亡事故（一当）ゼロ、飲酒運転ゼロ、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロの目標を設定して、関係機関、団体との緊密な連携のもと、次の交通事故防止諸対策を推進致します。

### 1. 運輸安全マネジメントへの取組み

経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保を第一として、社内に安全風土・安全文化を構築するなど、安全マネジメントのPDCAサイクルに沿った事故削減の推進を図る。

### 2. 社内研修等の推進

#### (1) 事故分析に基づく対策

ア 交通事故総量抑制対策として、「出会い頭事故」防止対策、「追突事故」防止対策を重点的に推進する。

イ 死亡事故抑止対策として「信号無視等の歩行者との事故・路上寝込み者等の轢過事故」防止対策、「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

#### (2) 社内研修の推進

ア 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用し乗務員教育の徹底を図る。

イ ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング（KYT）やデジタル式運行記録計を使用した運転状況の問診等による安全運行教育を運転者参加・体験型で推進する。また、その教育によりエコドライブの普及を図る。

### 3. 対面点呼等の確実な実施

運行管理者等は、死亡事故、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転等の悪質運転の絶無を期し対面点呼等を確実に実施する。

特に、飲酒運転の根絶を図るため出庫時、帰庫時に必ずアルコール検知器を使用してチェックを行うものとする。

### 4. 交通事故防止対策の推進

(1) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」及び8日の「二輪車・自転車安全日」を継

続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。

- (2) 夜間における歩行者の信号無視・横断禁止場所横断等の事故防止対策並びに深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守、前方左右の安全確認、早目のライト点灯とこまめなライト上向き走行を行い防衛運転の徹底を図る。

また、深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策として「交通安全タクシー」を中核として全乗務員が路上寝込み者等の発見時の警察官への通報と保護活動を推進する。

- (3) 乗務員、乗客に対するシートベルトの正しい着用の推進を図る。
- (4) 降積雪時におけるスタッドレスタイヤ、タイヤチェーンの装着によるスリップ事故防止対策を推進する。
- (5) 春・秋の全国交通安全運動の推進、夏季の交通事故をゼロにする運動の推進、夏季・年末年始の輸送の安全総点検及びT O K Y O交通安全キャンペーンの推進を図る。

また、その各種行事実施期間中に、数多くのタクシー乗り場で乗務員に対する事故防止啓蒙活動を効果的に推進する。

- (6) 東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と連携を緊密にして、「心でやろう大作戦」を引き続き展開するとともに、春・秋の事故防止責任者講習会を開催する。

また、同交通共済及び東京都個人タクシー協会と連携してシートベルト調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を主要駅のタクシー乗り場で実施し、乗務員の事故防止意識の高揚に努める。

## 5. 乗務員の健康管理

- (1) 乗務員の自主的な健康管理の徹底と家族に対する積極的な指導、啓蒙を促進するため、定期健康診断並びにその再検査と精密検査の確実な受診はもとより、S A S や運転中の脳卒中等に対応するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の活用により推進する。
- (2) 65歳以上のタクシー乗務員に対する、「健康診断」及び「適齢診断」の確実な受診とその診断結果を踏まえた指導監督を推進する。

## 6. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライバー・コンテスト並びにタクシードライバース安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故防止対策を推進するため、関係機関、団体と連携して事故削減を考究する。
- (3) 他委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像型ドライブレコーダー）など安全に資する装置導入を促進する。
- (4) (独)自動車事故対策機構が行う運行管理者に有用な研修等について、協力する。
- (5) 道路交通環境を改善するため、国道管理事務所等が行う道路調査事業への協力を

推進する。

- (6) タクシー乗務員の安全確保のため、東京タクシー防犯協力会と連携を密にし、自主防犯体制を充実するとともに警察当局等の実施する防犯、捜査活動に積極的に協力する。

## 五、環境・車両資材対策

タクシー車両の「安全性の維持・向上」及び「環境問題への貢献」並びに「タクシー強盗等の犯罪の防止及び車内環境の改善・向上」等を図る観点から、車両資材のあり方等について検討を進め、次の諸対策を推進する。

1. 環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーの導入に関する公的助成制度について、情報収集及び会員への周知を積極的に行う。
2. 自動運転自動車の研究進捗状況について、業界への影響を検討するため情報を収集する。
3. 交通エコロジー・モビリティ財団の行うグリーン経営の認証取得を推進する。
4. L P G燃料タンクの検査や部品交換の状況について情報を収集し、その価格変動等を注視し情報の提供を行う。
5. タクシーメーターの検定期間及び自動車検査証の有効期間の延長について要望する。
6. 関東運輸局が開催する整備管理者研修資料作成検討会へ参画するとともに、東京運輸支局が開催する整備管理者研修の開催並びに講師派遣に協力する。
7. 平成27年度に設置した小委員会を中心として、以下の活動を行う。
  - (1) 低公害車（燃料電池車、クリーンディーゼル車、電気自動車及びL P Gハイブリッド車をいう。）をタクシー車両として使用するに当たり、改善すべき事項について自動車メーカー等に働きかけるほか、現在タクシーとして導入されている車両について、アイドリングストップ機能等搭載すべき機能を検討し自動車メーカーに働きかける。
  - (2) タクシー車両の安全性向上のため、車両構造の改善（シートベルトの快適性向上を含む。）、先進安全自動車（A S V）に係る諸機能の備付けについて、自動車メーカー等に対し要望、提言を行う。
  - (3) タクシーメーターについて料金の変更・多様化等に迅速かつ廉価に対応することを可能とする機器の改善、運賃の事前計算や清算が可能となる機器の開発等を、また、事業用自動車の走行距離計についてデータの活用を、それぞれ機器メーカー、関係機関等に働きかける。
  - (4) ユニバーサルデザインタクシーの利便性・快適性の向上、車両構造の改善等について、自動車メーカー等に対し要望、提言等を行う。
  - (5) 車内で使用する通信機器等の増加を踏まえ、通信環境の整備に向けた情報収集を行う。

- (6) 外国人旅行者の増加を踏まえ、車内外表示装置、タブレットPCのあり方等について検討する。
- (7) タクシー強盗等車内で発生する犯罪を防止するため、車内防犯カメラ、防犯仕切り板及び防犯灯（非常灯）の改善について製作メーカーに対し要望・提案を行うとともに、車内防犯カメラの標準規格、運用管理基準等の整備・普及を図る。

## 六、乗務員指導対策

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく地域計画で示されている、タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境作り、交通問題、都市問題の改善等を図るため、次の事業を推進する。

- 1. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持
  - (1) 六本木交差点、東京駅八重洲口等の違法客待ち駐車等について東京タクシーセンターと連携のもと特別街頭指導の実施等により効果的な対応を図る。
  - (2) 新宿駅南口基盤施設（バスタ新宿）の開設に伴うタクシー乗り場等の適切な運用を図る。
  - (3) 関係機関や住民等からの通報によるバス停留所等都内各所における違法客待ち駐車等について迅速、適切な対応を図る。
- 2. 銀座乗禁地区及び付近への対応
  - (1) 築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガン方式については、関係機関等と連携して適切な運用を図る。
  - (2) 東京高速道路土橋入口付近、交詢社通りについては、不適正な乗車行為の防止を図る。
  - (3) 各乗り場への入路方法等のルールについて遵守の徹底を図る。
- 3. 各地区におけるタクシー乗り場等の協議  
渋谷駅街区土地区画整理事業等に伴うタクシー乗り場の変更、タクシープールの設置等について関係機関との協議を進める。
- 4. タクシー乗り場等の円滑な運用
  - (1) 優良タクシー乗り場の円滑な運用を図る。
  - (2) タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行等ホスピタリティの向上を図る。
  - (3) E・V・HVタクシー乗り場については、供給の確保に配慮する。
- 5. 羽田空港タクシー乗り場等の円滑な運用
  - (1) 羽田空港国際線乗り場に設けられた「おもてなしレーン」（外国人旅客接遇研修修了者専用レーン）及び「UDタクシー・ワゴンタクシー専用レーン」の円滑な運用を図る。
  - (2) 羽田空港国際線を利用する外国人旅行者に対するホスピタリティの向上に努める。

- (3) 羽田空港国際線及び国内線の定額運賃専用乗り場の運用について徹底を図る。
  - (4) 東京駅八重洲口前乗り場に設けられた「UDタクシー・ワゴンタクシー専用レーン」の円滑な運用を図る。
6. 乗務員の法令・マナー違反の根絶
    - (1) 飲酒運転・薬物使用運転の根絶に向け、安全管理の徹底を図る。
    - (2) 東京駅等におけるタクシー乗り場、タクシープール等における喫煙・タバコのポイ捨てやゴミ捨てなどに関する一般市民や関係機関からの苦情が依然として跡を絶たない状況であるため、マナー向上対策及び指導の強化を図るとともに環境美化運動を推進する。
  7. 良質な乗務員の確保  
悪質乗務員の他社への移動が容易である現状を改善するため運転者記録証明の活用を徹底する。
  8. 大地震発生時の乗務員災害対応マニュアルの周知  
大地震発生時の乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」に基づいて乗務員に周知を図る。
  9. 無線タクシーの資質向上等
    - (1) 無線従事者等に対する講習会を東京タクシー防犯協力会等と実施する。
    - (2) 必要に応じて無線に関する事案への対応を図る。
  10. 防犯対策の一層の推進  
乗務員の安全確保を図る見地から、関係諸官庁及び東京タクシー防犯協力会と連携を図りつつタクシー防犯活動を積極的に推進する。

## 七、ハイヤー対策

ハイヤー事業の効率化・合理化や安全性の維持・向上と安定的な経営基盤の確立を図るため、安全で良質なサービスの提供等、次の事業を推進する。

1. 今後のハイヤー事業の展望に関する諸対策について、研究・検討を行う。
2. 安全管理体制の取り組みを向上させ、運輸のより一層の安全の確保を図る
3. 多様化する顧客ニーズに対応した運賃・料金制度について、研究・検討を行う。
4. 需要の増販及び市場（マーケット）の拡大並びに安全で高品質なサービスの提供等について、調査・研究を行う。
5. 観光需要への取り組みや国際観光の振興策等について調査・研究を行う。
6. 地域計画の各目標の実現に向け関係委員会と連携し必要な協力を行なう。
7. 銀座ハイヤー乗り場の円滑な運営、秩序維持を図る為、街頭指導を実施する。
8. 東京国際空港の24時間制に対応したハイヤー車両の運行・運営に関し、調査・研究を行う。
9. 羽田空港国内線・国際線ハイヤー乗り場の円滑な運営、秩序維持を図る為街頭指導を実施する。



## 八、ケア輸送対策

高齢化が急速に進行する中、高齢者・障害者の社会参加の促進の観点から、安全で安心な交通手段として、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）や介護タクシーさらには一般タクシーによるケア輸送サービスが広く期待されており、高齢者や障害者等の多様なニーズに対応したケア輸送サービスの提供及びその質の向上を図るため、次の事業を推進する。

1. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法によるケア輸送のあり方等を検討するとともに、道路運送法等に規定する自家用自動車による有償旅客運送について調査研究を行う。
2. 地域における高齢化の状況等を踏まえ、高齢者や身体障害者等移動制約者の社会参加を支援するためのタクシーの役割について調査研究を行う。
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び、障害者差別解消法に規定する基本方針等について調査研究を行う。
4. ユニバーサルドライバー研修を開催し、積極的な参加を会員各社に要請する。
5. 福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）の導入費補助等の福祉輸送に対する継続的な助成措置を関係地方自治体に要望する。

また、東京都が行うユニバーサルデザインタクシーの補助制度の有効活用を促進するとともに、ユニバーサルデザインタクシーの開発及び導入の数値目標「2020年度までに10,000台」について環境・車両資材委員会との連携により推進する。

6. 地域公共交通確保維持改善事業（バリア解消促進等事業）に基づく、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）導入費補助金申請に必要となる「生活交通改善事業計画」を策定するための協議会を開催するとともに、関係地方自治体に対し、協議会の設置、開催を要望する。
7. 市区町村で発行している障害者に対する福祉タクシー券の拡大及び統一化について関係地方自治体に要望する。
8. 業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付された一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）のあり方等について検討を行う。
9. 地方自治体が主宰する福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー業界代表委員の選出、推薦、配置の調整及び研修等を実施する。
10. 大規模災害発生時における福祉タクシーの役割とともに使用等について調査研究を行う。

## 九、サービス改善対策

多様化するお客様のニーズと評価を的確に把握することで、より一層の安全・安心かつ快適な輸送サービスの向上を目指すために、以下の取組みを重点として推進する。

### 1. エコカードの推進・活用

タクシー車内搭載のカードの該当項目をチェックしてハガキを投函すれば、事業者がその結果を確実にフィードバックするエコカードを活用して、迅速な対応によりサービスの向上を図る。

### 2. 1万人アンケート調査制度の実施・活用

お客様の利用動向調査をはじめ、タクシーに関してどのような意見やイメージを持たれているか等について、アンケート調査を行う。

今年で本調査も25回目を迎えるが、引き続きお客様のニーズの変化を的確に捉える機会とし、その結果をサービス改善に反映して活用する。

### 3. 改正特措法に基づく協議会で継続実施される地域計画の推進

改正タクシー特措法に基づく特定地域指定では、準特定地域となったものの協議会に於いて継続される、タクシーの適正化・活性化の取組み及び新たなサービス改善実施策について、協会内の各専門委員会との連携の下その対応を図る。

また、平成27年12月に特定地域の指定候補地に指定された東京都南多摩交通圏については、今後の動向を注視しながらも適正化策・活性化策への取組みにも上記同様に連携を図る。

### 4. 乗務員の仕事の環境づくりへのバックアップの推進

個々の事業者や無線協同組合等の枠を超え、協会全体として仕事中の乗務員のトイレ問題を解決するよう、施設の提供方策の推進について検討する。

特に、今後増加を期待する女性乗務員の定着対策としての観点から、協力いただける施設の情報を収集し提供を行う。

### 5. 一般乗用旅客自動車運送事業「運送約款」作成に向けての情報提供

乗務員に対してのセクシャルハラスメント、モラルハラスメントの問題を織り込んだ運送約款について、既に認可を受けた事例を参考に、モデル運送約款としての検討と会員に対して情報提供を行う。

更に暴力団関係等反社会勢力についての対応を織り込んだ運送約款についても、今後検討し情報提供を行う。

### 6. 東京のタクシー有識者懇談会

タクシー有識者懇談会については、改正特措法に基づく協議会の動向等を勘案しながら、必要に応じて開催することを検討する。

## 十、総務対策

協会組織の連携、強化並びに災害に備えた対策を講じるため、次の事業を行うこととする。

1. 一般社団法人（平成25年4月1日設立登記）移行後の対応として、東京都に対し、公益目的支出計画の実施報告の提出など必要な諸手続を行うとともに、公益目的支出計画に従った事業を着実に実施する。
2. IT化構築の推進、協会業務遂行の合理化、効率化を促進するとともに、事務局組織の活性化及び人事制度の整備に努める。
3. 協会財務の健全化とその維持に努めるとともに、予算、決算の適切な執行を図る。
4. ハイヤー・タクシーに係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について、政党・行政機関等への要望活動を推進する。
5. 協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。
6. 関係官庁等に係る示達事項及び情報の把握と会員への速やかな伝達に努めるとともに、関係団体との協調活動を推進する。
7. 諸外国とのハイヤー・タクシー事業を通じて提携交流を深め、あわせて業界の発展に資する。
8. タクシー共通乗車券の廃止に伴う清算業務等の適切な執行を図る。
9. 災害対策について、災害対策部会を中心に審議、検討を行う。
10. 災害応急対策活動等が迅速かつ的確に実施できるよう定期的に防災訓練を実施する。
11. 地域計画に盛り込まれた項目について検討する。
12. 他の委員会に属しない事項。

## 十一、2020東京オリンピック・パラリンピック対策

平成25年末に立ち上がった委員会は、当面オリンピック関連の情報収集や業界内外への広報活動、特に多言語対応機器類を活用したサービス等の情報を広く収集する。

また、現在参画中の東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び、東京都オリンピック・パラリンピック準備局主催の「輸送連絡調整会議」「多言語対応協議会」に引き続き参画し、今後も新たに開催される行政諸官庁等主催の協議会や専門委員会にも積極的に参画する。

## 十二、適正化事業実施機関

1. 道路運送法第43条の3第1項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と連携をとり綿密に立て、巡回指導を的確かつ公正に実施し、改善を要する事業者にはきめ細かな指導を実施する。

2. 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、過労運転（薬物使用含む）、速度超過等を防止する啓発活動を事業者及び運行管理者に対し行う。
3. 事業者に対する巡回指導において、コンプライアンス確立に向け、法令等の周知徹底を行う。
4. 適正化事業実施機関のホームページを立ち上げ、業務用資料等の提供を行う。

### 十三、タクシー活性化プロジェクトチームの活動

観光に関わる有識者、国、地方自治体、関係団体、タクシー事業者との意見交換の場である「東京観光タクシー推進協議会」を適宜開催する。観光地の駐車場利用及び、観光施設入場の際の優遇措置拡大について、関係方面への要請を継続して行うとともに、観光タクシー需要の拡大に向けPR活動を展開する。

また、「東京観光タクシードライバー認定研修」及び「更新研修」、更に昨年度より外国人旅客等への対応として開始した「TSTiEドライバー」の認定プログラムを継続して実施すると共に、有償での外国語による観光案内が可能となる通訳案内士法緩和措置の実現を東京都の協力を得て推進する。

### 十四、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

平成26年8月6日に発足した「新卒・女性ドライバー採用プロジェクト」の活動として、新卒採用に取り組む会員事業者への支援、学生へのタクシー業界の認知向上を図るため、昨年度に引き続き個別の学校訪問を実施するとともに、業界PR用チラシやタクシー白書の学内設置を積極的に依頼するなど、新卒ドライバーの採用に向けた活動を展開する。

また、女性ドライバーの採用に向けて、職場環境の整備等を引き続き検討する。

### 十五、スマホdeタックくん活性化特別委員会の活動

総合生活移動産業としての役割を担うべく、共通配車ルールの整備・高度化、省エネ型タクシー産業構造転換に向けた検討を行い、より利便性の高い配車サービスの実現と事業の効率化を図る。

### 十六、タクシー政策研究会の活動

平成23年9月に発足した「タクシー政策研究会」は、専修大学太田和博教授を座長とする若手研究者を中心に、タクシー業界関係者、行政機関等と広く意見交換を行うこととしている。

また、論文集「タクシー政策研究」をこれまで1号から3号まで発刊しているが、28年

度は「タクシー」についてより分かり易い解説をした書物の発刊を計画している。

## 十七、女性タクシー経営者の会の活動

引き続き定例会や社会貢献活動を通して、女性が集い、語るることにより、業界のみならず多方面へ、女性ならではの知見等を発信していく。